

Title	西村茂樹の「道德会」構想とその展開
Sub Title	Shigeki Nishimura's conception of "a moral association" and its spread
Author	篠, 大輔(Shino, Daisuke)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	2006
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学：人間と社会の探究 (Studies in sociology, psychology and education : inquiries into humans and societies). No.63 (2006.) ,p.37- 48
JaLC DOI	
Abstract	<p>The purpose of this study is to make clear Shigeki Nishimura's conception of "a moral association" and the practice of it in a local association of "Nihon-Koudoukai".</p> <p>In "Nihon-Doutokuron", Nishimura stated a necessity of "a moral association" and appealed to people for the organization of it. He assumed that it would play an educational role for people who graduated the elementary education and didn't enter school. In "Kitougun-shikai", which was one of a local association of "Nihon-Koudoukai", Magoichiro Hashimoto who played a central role in it, tried to practice the conception. Therefore, he formed a gathering for agricultural discussion and a young men's association. But he didn't accepted the theoretical part in the conception. It is supposed that the theoretical part wasn't adapted to agricultural society in Meiji era.</p>
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000063-0037

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

西村茂樹の「道德会」構想とその展開

Shigeki Nishimura's Conception of "A Moral Association" and Its Spread

篠 大 輔*
Daisuke Shino

The purpose of this study is to make clear Shigeki Nishimura's conception of "a moral association" and the practice of it in a local association of *Nihon-Koudoukai*.

In "*Nihon-Doutokuron*", Nishimura stated a necessity of "a moral association" and appealed to people for the organization of it. He assumed that it would play an educational role for people who graduated the elementary education and didn't enter school.

In *Kitougun-shikai*, which was one of a local association of *Nihon-Koudoukai*, Magoichiro Hashimoto who played a central role in it, tried to practice the conception. Therefore, he formed a gathering for agricultural discussion and a young men's association. But he didn't accept the theoretical part in the conception. It is supposed that the theoretical part wasn't adapted to agricultural society in Meiji era.

はじめに

明治初期に啓蒙思想家として活動していた西村茂樹は当時の社会における道德の荒廃を嘆き、道德の向上を目的とする東京修身学社を1876(明治9)年に設立した。その後、運営方針の転換などによって東京修身学社は1884(明治17)年に日本講道会、さらに1887(明治20)年に日本弘道会に改称され、それに伴って活動の内容を変容させていった。特に日本講道会から日本弘道会への改称は文部省の関係者などが主たる会員となっていた学究的色彩の強い団体から地方の民衆に道德を弘めることを目的とする団体へと大きく変貌を遂げることとなった。

日本弘道会に改称して以降は日本全国に支会活動を展開し、1894(明治27)年に会員数は約4000人に達し、1898(明治31)年には6000人近くにまで会員数を伸ばすこととなる。また支会数は西村の死去する1902(明治35)年には131を数えるまでになった¹⁾。

だが、これまでの西村茂樹研究では思想史的な問題関心ばかりに注目が集まり、日本弘道会に関する研究はほとんどなされてこなかった。また日本弘道会に関する研究もいくつかあるが²⁾、西村との関連

* 慶應義塾大学大学院社会学研究科教育学専攻博士課程(日本教育史)

で論じられてはいない。しかし、西村との関わりの中で日本弘道会の拡大の要因は考察されなければならぬだろう。

なお、史料の引用に際しては適宜、旧字体を新字体に改め、句読点、濁点を加えるものとする。

本稿では、西村が『日本道德論』の中で示した「道德会」構想をどのようにして生み出していったのかを考察する。そして西村の「道德会」構想の中で示された「道德会」の役割である未就学の国民や学校卒業生の道德教育を行うことが日本弘道会の支会活動を通してどのように実現されていったのかを、日本弘道会城東郡支会の活動を分析することによって検討していくことにしたい。

1. 日本弘道会への改称

西村が日本弘道会へと改称し、地方への支会拡張へと方針転換を図った背景には日本講道会の衰退という事情があった。

西村は1884(明治17)年4月に東京修身学社から日本講道会へと改称を行った。「日本講道会開会の演説」の中で西村は「修身は道德より小にして道德は天理より小なり、天理は或は之を大道といひ、或は之を真理と云ふ、形而上形而下を併せて之を包含する者にして、宇宙間の最大物なり、道德は天理中の一分にして、修身は又道德中の一分なり³⁾」と述べ、東京修身学社で行っていた修身や道德の研究だけでなく、さらにそれを包摂する真理も講究する必要がある、そのための改称であると説明している。

日本講道会ではその活動を講義、演説、著述、翻訳、問答などに分け、毎月第一、第三月曜日を会日と定めた。その中でも翻訳はコントの『フィロソフィー、ポシチーフ』の主意を説いたイギリス人のレ井素著『フィロソフィー、オフ、ゼ、サイエンス』やイギリス人バゼホット著『フィジック、エンド、ポリチック』やカント著『論理学』、エッチンゲン著『道德統計』の翻訳出版計画があり、講師並著訳者として中江篤介(兆民)や伊澤修二らも新たに職員に加えるなど学究的色彩の強い会であったことが窺える。

日本講道会の一般会員は、1884(明治17)年6月15日の調べでは総計318人であり、そのうち士族が70%を占めていた⁴⁾。一般会員のうち、東京在住者は147人で地方在住者は171人であった。ただし地方在住者の中には西村の出身地である千葉県⁵⁾の27人、徳川家に縁のある静岡県⁶⁾の25人も含まれており、このことから地方会員の多くは西村の縁故者であったと推察することができる。また西村が『日本弘道会創立記事』の中で「講道会ノ会員ハ多ク文部ノ官員及ヒ教官ナリ⁵⁾」と述べているように、東京においても文部省の編輯局長であった西村との個人的関係から会員となった者も多かった。このことから、日本講道会の特徴は士族中心、東京中心の会であり、西村との個人的つながりによって会員となった者が多かったと言えるだろう。

しかし日本講道会は早くも翌年の秋頃には衰退し始める。『日本弘道会百十年史』では、その理由として自由民権運動の激化と政府の弾圧が強化される中で、政府への批判団体、あるいは自由民権派の団体と警戒されたため、入会者が減少し、退会する者もいたと説明されている⁶⁾が、その最も大きな理由は1885(明治18)年12月の内閣制度の創設とその後の機構改革や人事異動であった。前述したように会員の多くが文部省の官員や教官であったため、地方に転任した者もあり、また1886(明治19)年1月に西村が編輯局長を退官したことによって、自然と疎遠となってしまった者もいた。これらの理由から「講道会ノ勢威大ニ挫折シ、例月ノ常集会ニモ出席者甚少ナク、数々休会ヲ為スニ至ル⁷⁾」状況であった。

こうした講道会の衰退が東京での士族を中心とした学究的組織を構想していた西村の考えを変化させ

ていくことになったと考えられる。また当時の松方デフレ下における民衆の困窮状況も西村の目を転じさせることとなる。1886（明治19）年1月に松方正義大蔵大臣に対して建言書を送り、その中で民衆の困窮を訴え、デフレ政策を改めるように意見している⁸⁾。このような中で西村は地方の民衆も取り込んだ形での道德運動の展開を構想していったと考えられる。

そして、西村は同年12月に帝国大学講義室において後に『日本道德論』として刊行されることとなる講演を行った。この講演を行った理由を西村は後年、『往事録』の中で「伊藤内閣の新政は、法律制度、風俗礼儀一々是を欧米に模倣し、専ら外国の文明を装ひ、外人を優遇し、舞踏会、仮装会、活人画会等其他外国の遊戯を行ひ、務めて其歓心を求め、本邦古来国家の根礎たりし、忠孝節義、勇武廉恥等の精神は、棄てゝ顧みざるものゝ如し⁹⁾」と述べ、当時の「欧化主義」の風潮を批判するためであるとしている。

また講演の中で西村は「近年西洋諸国、何レモカヲ東洋ニ伸サントスルノ意アラザルハナシ、法蘭西ノ安南ヲ取り、英吉利ノ緬甸ヲ滅ボシ、兼テ朝鮮ノ巨文島ヲ略シ、独逸ノ南洋諸島ヲ併呑シ、露西亞ノ地ヲ南方ニ拡メントスルハ、十日ノ共ニ見ル所ナリ。日本東海ノ表ニ屹立シ、地勢良好ニシテ物産饒多ナレバ、西洋諸強國ノ久シク此國ニ垂涎スルハ至ツテ明白ナルコトナリ¹⁰⁾」と述べ、西洋列強によるアジア進出の脅威が日本にも及んでいることに対する警戒感を述べている。

西村はこのような国内外の危機的状況を打破するためには国民の道德を高める必要があることを論じる。そして国中に道德を弘めるために道德の学会を設立することを説き、続けて次のように述べる。

余ハ明治九年以來、修身学社ヲ開キ、今日ニ至ルマデ十年ノ星霜ヲ経タリト雖ドモ、其効驗ハ至ッテ小ナレバ、或ハ学会ノ無益ナルコトヲ疑フ者アルベシ、然レドモ従前ハ聊カ慮ル処アリテ道德ノ主義ヲモ明白ニ演ベタルコトナク、同志相会スルモ唯空言ニ止マリテ実行ヲ試ミタルコトナシ、今日以後ハ其方法ヲ改メ、同志ノ士ト共ニ実行ヲ励マントスレバ、其効驗ハ必ズ旧日ニ異ナル所アルベシ¹¹⁾。

ここで西村はこれまで活動していた東京修身学社や日本講道会での活動方法を改めて、同志とともに実行に励むことを宣言した。

この演説で初日（12月11日）には約200人、2日目（12月17日）には約500人、3日目（12月26日）には約300人もの聴衆を集めた¹²⁾。1886（明治19）年12月28日の「朝野新聞」には、西村自身が語らなかった講演の理由が記されている。それは広く会員を募集するためであり、講演終了後に講道会規約書が配布され、「忽ち同會員たらんとの申込みをなしたるもの數十名ありたり¹³⁾」という状況であった。

講道会の衰退により、常集会にも人が集まらなくなっていた中で臨んだこの講演で、多くの聴衆が集まり、1回の講演で入会希望者が数十人も出たことは、西村に会の運営方法を変更することによって会の拡張が図れることを確信させるには十分であった。

西村は1887（明治20）年6月に会員を集め、会合を開き、会名を日本弘道会に改め、規約の改正も行った。日本講道会の主旨が「形而上ノ理ヲ究メテ道德ノ教ヲ弘ムルニ在リ¹⁴⁾」とあったものが、「邦人ノ道德ヲ高クシ兼テ道德ノ真理ヲ講究スルニ在リ¹⁵⁾」と改められ、一般庶民がより入会しやすい主旨に変更された。日本講道会で行われていた学問的な色彩の強い講義会¹⁶⁾は廃止され、弘道会では集会で

談話、演説、討論などを行い、また「公衆ヲ開導スルノ目的¹⁷⁾」から通俗講談会が設けられた。日本講道会では講義会とともに学術書の著述や前述した外国書籍の翻訳など一般庶民には近寄り難い活動なども行われていたが、それらも廃止され、一般庶民でも参加しやすい会への転換を図っていった。西村は『日本弘道会大意』の中で「此ノ如キ会ヲ設クル所以ハ、凡ソ人々隔離シテ別々ニ徳ヲ行フトキハ其効少ナク、衆人合シテ一体トナリ徳ヲ行フトキハ其効大ナレバナリ、道德ト云フモノハ、一人抽ンデ、最高ノ徳ヲ行フヨリハ、全国ニ中等ノ徳ヲ行フヲ以テ勝レリトス¹⁸⁾」と述べ、全国一体に中等の徳を行う人々の養成を目的として会名の改称が行われたことを明らかにした。そして、1888(明治21)年5月には「日本弘道会支會約規」を定め、積極的に支会を開設することを推奨した。

2. 西村茂樹の「道德会」構想

西村は日本弘道会へと改称することによって全国的な支会活動へと展開していくことを企図していたわけだが、その支会での活動をどのように構想していたのだろうか。『日本道德論』の内容を追うことによってその構想を明らかにしていくことにしたい。

『日本道德論』の第一段「道德学ハ現今日本ニ於テ何程大切ナル者ナルカ」では先述した危機状況を打破するために道德の必要性を説いている。

そして第二段「現今本邦ノ道德学ハ世教ニ拠ルベキカ、世外教ニ拠ルベキカ」では日本は道德として何をを用いるべきかについて論じている。そこで西村はキリスト教や仏教などの宗教を「世外教」、儒教や哲学を「世教」と分類し、日本の道德の基礎として世外教と世教のどちらが適しているかについて分析している。国民の道德を維持するのに西洋諸国では宗教を、中国では儒教を用いている。日本では徳川幕府の初めより儒教が上等社会の信用を得て、制度や法律も儒教に由るものが多く、今日でも人々の精神品行の善処あるのは儒教の教育によるものであるとして日本では世教を採用すべきだと西村は論じる。

しかし第三段「世教ハ何物ヲ用フルヲ宜シトスベキカ」では儒教だけを世教として用いるべきではないとして、儒教の欠点を5つ挙げている。第一に西洋の学術は研究がきわめて進んでおり、儒教の理論はこれに照らすと正しくない部分もある。第二に儒教は禁止や戒めの語が多く、勸奨の語が少ないために人々は退守に安んじて、進取の気に乏しくなってしまう。第三に尊属の者に有利で、卑属の者に不利であることが多い。第四に儒教には男尊女卑の言葉が多く、不公平である。第五に儒教は古を是として今を非としているため、今日の時勢に合わない。また儒教を学ぶ者は孔子の言行を至善至美とし、孔子の言葉に反するものを異端と称して排斥することがあり、一人の人間を師とする教えには弊害が起こることを免れることができない。それに対して、西洋の哲学は理を以て師とし、人を以て師としないために、卓識の士が出るたびにその学問が進歩していくことが儒教と比べた時の長所であると言う。しかし哲学にも欠点があるとし、以下の4点を挙げている。第一に哲学は知について多く論じるが、行については論じることが少ない。そのために著名な哲学者であっても品行の悪い者もいる。第二に哲学には治心の術がない。第三に哲学者はみな古人の上に出ようとして、ことさらに異説を立てて古人の説を排撃する。第四に、哲学には学派が多く、その中の一派に拠れば偏向してしまう恐れがある。

西村は儒教だけでも哲学だけでも日本の道德の基礎にはならないとして次のように主張する。

吾ガ一定ノ主義ハ二教(儒教・哲学)ノ精粹ヲ採リテ、其粗雑ヲ棄ツルナリ、二教ノ精神ヲ採リテ

其形跡ヲ棄ツルナリ、二教ノ一致ニ帰スル所ヲ採リテ其一致ニ帰セザル所ヲ棄ツルナリ。此ノ如キ者ハ何ゾヤ。曰ク、天地ノ真理是ナリ¹⁹⁾、

西村は儒教と哲学の一致する所こそ天地の真理であり、「余ガ日本ノ道德ノ基礎トセントスル者ハ即チ此真理²⁰⁾」であると論じている。ではその「真理」とは何か。それは事実合うものであるとし、例えば『大学』の「物に本末あり、事に終始あり。先後する所を知れば道に近し」という言は東西の歴史に記されている事例を挙げて比較してみると事実と合致しており、これは真理と呼べるという。西村はこのように「既ニ真理ヲ確認シタル上ニテ、世教中ニ於テ其教義ノ真理ニ協フ者ヲ採リテ是ヲ日本道德ノ基礎ト為スベシ²¹⁾」と主張した。

そして第四段「道德学ヲ実行スルハ何ノ方法ニ依ルベキカ」では、第三段で明らかとなった道德の原理を弘め、実行するための道德の学会を国中に設立することを主張するのである。学校で教えられる道德は「其在学ノ生徒ニ止マリテ、退校後ノ生徒及ビ学校ニ入ラザルノ人ニ及ボスコト²²⁾」ができず、また「学校ノ教育ヲ受ケタル者ト雖ドモ、其在学ノ期ハ永キモ十年ニ過ギズ、短キハ二三年ニシテ退ク者アリ。人類中等ノ生命ヲ五十年トスルトキハ、其四十年又ハ四十七八年ハ道德ノ教ヲ聞クコトナキノ時ナリ、然レバ道德会ノ挙ハ日本国民ノ為メニ止ムベカラザルノ事ニシテ、又実ニ必要ノ事ナリ²³⁾」と述べ、「道德会」の役割の重要性について論じている。

ここで注目すべきなのは西村が学校卒業後の生徒や未就学の国民の道德教育を「道德会」において行うことをその役割として挙げている点である。西村は「道德会」がこうしたいわゆる社会教育的な役割を果たすことによって、一町一村といった地域規模での道德が向上し、それが国力の増強につながると構想していた。それは「道德会」の長所として「善良ノ風俗ヲ造ル²⁴⁾」や「国民ノ心ヲ一ニス²⁵⁾」などを挙げたことにもあらわれている。

そして第五段「道德会ニテ主トシテ行フベキハ何事ゾ」では、その構想はさらに明確となっていく。この中で西村は「道德会」の会員は自ら奮って国民教化に勉める者²⁶⁾と会の趣旨に賛成し、直接間接に道德拡張の助けとなる者との二種類に分かれていくだろうと予想した。実際に日本弘道会においては本部会員が講師として会員拡張のために地方を巡回していくこととなる²⁷⁾。西村はこうした本部と支会の関係を既にこの「道德会」構想の段階で想定していたのかもしれない。

この第五段の中では「道德会」で行うべきこととして以下の5つを挙げている。第一の「妄論ヲ破ス」では「無智文盲者ノ妄論」や「宗教ヲ迷信スルノ妄論」などを正すことが論じられている。第二の「陋俗ヲ矯正ス」では奢侈に走ることに戒めや妓楼の廃止など、地域での悪習慣を正すべきことが述べられている。第三の「防護ノ法ヲ立ツ」では一町一村で貯蓄法を定めたり、災害や盗賊に備える必要性が論じられている。第四の「善事ヲ勸ム」では、国民の義務を教えること、民間教育の振興に励むこと、人の善事を称揚することなどが挙げられている。そして、第五の「国民ノ品性ヲ造ル」では「勤勉」「節儉」「剛毅」「忍耐」「信義」「進取ノ氣ニ富ム」「愛国心ノ心盛ン」「万世一統ノ天皇ヲ奉戴ス」の八条によって国民の品性を養成することが論じられている。

以上、『日本道德論』の内容を検討してきたが、この中で言われている「道德会」とは西村の言う日本道德の基礎を弘めるための組織であり、その活動を民衆の日常生活に密着して行うことによって地域の風俗改良を目指すというものであった。そして、その具体的な役割として想定されたものが学校卒業後の生徒や未就学の国民に対する道德教育であった。

このように『日本道徳論』の中で構想されていた「道徳会」がいかに実現されていったのかを、次に日本弘道会の支会活動を通して検討していくことにしたい。本稿では城東郡支会を検討対象として取り上げることとする。日本弘道会の支会の中には発会したもののすぐに活動を停止してしまった会も少なくないが、そのような中で城東郡支会は橋本孫一郎を中心に積極的に支会活動が行われ、最盛期には支会員が300人以上在籍しており、日本弘道会の支会の中でも最も成功した支会の1つであると考えられる。また後述するが、支会の中心的人物である橋本孫一郎は西村の思想に共鳴し、直接、教えも受けており、西村の「道徳会」構想を忠実に実現しようと試みたと推察することができる。これらの理由から西村の「道徳会」構想が支会活動において、いかに実現されていったのかを検討する上で城東郡支会はその対象として好例であると思われる。

3. 城東郡支会での活動

日本弘道会城東郡支会は1889（明治22）年9月24日に設立が認可され、宇都宮支会に次いで2つ目の支会となった。その城東郡支会において中心的な役割を果たしたのは橋本孫一郎であった。

橋本孫一郎は1862（文久2）年に城東郡猿渡村（現静岡県菊川市）に力農として名声のあった孫三郎の長男として生まれた。1871（明治4）年に野賀岐山²⁸⁾の門に入り、漢学、習字を修めた。学制の頒布後、小学校が設立されるとそこに入学し、卒業後は野賀岐山の設立した高陽舎に学んだ。1879（明治12）年には高橋小学校に授業生として勤務し、1881（明治14）年には県の教員検定試験に合格し、六等訓導として高橋小学校に配属される。1883（明治16）年に上京し、西村茂樹に経学、倫理の道について尋ねている。その後も上京した時に西村を訪ねたり、文書での質疑によって教えを受けて、1884（明治17）年に日本講道会に入会している。

城東郡支会の発会式は1889（明治22）年11月17日に開かれ、凡そ200名余りの人が集まった。そこには日本弘道会会長の西村茂樹も臨席し、演説を行い、弘道会の趣意について次のように述べている。

凡そ道徳の事は何程善美なることにても少數の力にては行はれ難き者なり、孟子の一杯の水を以て一車薪の火に灌ぐの譬極めて適當なり、例へば今一人あり世間の奢侈を戒めんと欲して自身に節儉を行ふことあるも、世人皆節儉の貴ぶべきを知らざるときは反て之を詆りて鄙吝と為し甚しきは之と齒する者なきに至る、(中略) 此他の百般の善事皆此の如し、故に弘道會の趣意は一人も多く勤めて其會員と為し、初めは一町一村の風俗を改善し遂には一國の風俗に及ばんと欲す²⁹⁾、

孫一郎は1890（明治23）年1月12日に城東郡平田村平田尋常小学校で行われた第2回の集会でこうした弘道会の趣意を具体的に実施する方法についての演説を行っている。その中で孫一郎は「互ニ道ヲ講ジ理ヲ究ムルハ勿論ナレドモ其道其理ハ成ル可ク是レヲ實行セザルヲ得ズ³⁰⁾」として道徳を実行する重要性を論じた。

また孫一郎は弘道会と類似の活動をしている団体として報徳社を挙げ、なぜ報徳社ではなく、弘道会でなければならないのかを両者の違いを述べながら、次のように説明している。

夫レ報徳ノ主意ハ徳ヲ以テ徳ニ報ユルトカ或ハ天地ノ徳ニ報ズルトカ云フテ其意實ニ道徳ニ外ナラスト雖ドモ實際ノ目的ハ富ヲ致スニ在ルモノ、如ク専ラ勸業ヲ奨励シテ家ヲ富マシ財ヲ豊ニスルニ

意ヲ勞シ論理ヲ説キ心志ヲ正スハ之ヲ第二ニ置クニ似タリ。(中略) 弘道會ハ已ニ西村先生ノ大意ニヨリテモ知ラル、如ク真理即天理天則ニ基テ下ハ一身ヲ修ムルヨリ上ハ尊王愛國ニ至リ其範圍極テ廣ク凡ソ此世ニ生トシ生ルモノハ國ノ東西ヲ問ハズ主義ノ何タルヲ論セス我レ人共ニ必ズ遵守スベキ大道ナリ³¹⁾。

孫一郎は両者の違いを端的に「報徳ハ實行ヲ主トシテ之ヲ道ニ引付ケ弘道ハ真理ヲ主トシテ之ヲ實行ニ近ケントスル³²⁾」とも述べている。つまり報徳社と比較して、弘道会の特徴は真理の講究を主とし、それを実行に近づけようとしている所であるとしている。さらに孫一郎は報徳社が「卑近ニシテ無學者流モ入り易³³⁾」いのにに対して弘道会は「少シク高尚ニシテ文字ナキモノ、俄ニ了解シ難キモノアリ³⁴⁾」と指摘している。

だが「其基ク處道德ニ外ナラザル以上ハ必ズシモ自由黨ノ保守黨ニ於ルカ如ク互ニ敵視スベキニアラズ³⁵⁾」とし、「互ニ氣脈ヲ通シテ其長ヲ取り其短ヲ補ヒテ地方ヲ改良スルニ勞意スルコト實ニ道德者ノ本務也³⁶⁾」と述べて、報徳社と弘道会が相互補完的に地方の改良に関わるべきであることを主張している。この地域での報徳運動は1875（明治8）年に岡田佐平治が中心となって設立した遠江国報徳社によって主に行われていた。その支社である町村社は遠州地方各地に設けられていた。城東郡内にも川野村に古谷報徳社、川上報徳社、平田村に堂山報徳社、相草村に棚草報徳社などが設立されている³⁷⁾。このように報徳運動が盛んな地域において、孫一郎が日本弘道会の支会活動を行うにはその違いを明らかにする必要があったと思われる。

では孫一郎は弘道会における道德の実行について、どのように考えていたのだろうか。孫一郎は具体的な方法として「時間を確守すること」「農談会のようなものを設けること」「孝子や正直者を本部に報告し、表彰してもらうこと」の3つを挙げている。

「時間を確守すること」について孫一郎は時間を守らないのは地方の悪習であるとして、城東郡支会では時間を守り、他の会合にもこの習慣を及ぼすべきであると論じている。

「農談会のようなものを設けること」に関して、孫一郎は次のように述べている。

是レハ強チ農事上ノ事ニハ限ラズ凡テ土地ノ弊習ヲ一洗スルノ目的ヲ以テ或ハ奢侈ヲ禁シ酒食ノ會ヲ廢シ淫靡ノ風俗ヲ漸次改良スルカ或ハ貯金仲間ヲ設テ節儉ノ助トナストカ夫ニ規約ヲ設ケ、成ル可クハ下等無學ノ徒ニ至ルマデ悉ク加入セシメ本會ノ目的ヲ着々實施スルコト是レ實ニ本會ノ普及實行第一必須法タルヲ信ズ³⁸⁾。

この孫一郎の考える農談会では『日本道德論』第五段の中の「陋俗ヲ矯正ス」で述べられていた奢侈の禁止や「防護ノ法ヲ立ツ」で述べられていた貯蓄法を定めることなどが盛り込まれており、ここからは西村の弘道会の趣意に則した形での道德の実践を目指していることが窺える。

「孝子や正直者を本部に報告し、表彰してもらうこと」では孝子や正直者を本部に報告し、彼らに本部長の西村より賞品や賞状が贈られる制度を提案している。これも『日本道德論』の第五段「善事ヲ勸ム」の中で述べられた人の善事を称揚することに合致するものである。

このように孫一郎は西村の「道德会」構想に沿う提案を行い、城東郡支会において実行しようと試みていた。では、それはどのように実行に移されたのであろうか。1892（明治25）年3月発行の『日本弘

道會叢記』三編第三冊の中で孫一郎は農談会の様子を伝えている。

それによれば、それまで部落内では月に一度、庚申講が行われていたが、そこで話されていた話は卑俗で取るに足らないものばかりであり、単なる雑談飲食の場であったと言う。孫一郎は、こうした庚申講は廃止してもよいと考えていたが、旧俗を一新するのは困難なので、この庚申講と農談会を合併し、毎月一夜ずつ各家持ち回りで会場とし、「一同相會シテ晚餐ヲ喫シテ後農事ヲ主トシ其他修身齊家謹勉貯蓄等ノ談話ヲナス³⁹⁾」ことを決めたとしている。そこではさらに「農民ノ為メ無學者ニモ分リ易キ古人ノ金言壁書等ヲ撰定シ之ヲ會場ニ掲ケ毎會必ス之ヲ朗讀シ之ヲ講説シ人々之ヲ奉シ之ヲ行フノ助ケ⁴⁰⁾」としていたという。この時に使用された金言壁書として「日本弘道会要領⁴¹⁾」「水戸西山公の戒言」「金のなる木の図」の3つが挙げられている。そして、この農談会では貯蓄も順調に行われていることが報告されている。

しかし、こうした農談会の活動からは西村が『日本道德論』の中で述べ、そして孫一郎の当初、想定していた真理の講究を主とし、それを実行に近づけるといった弘道会の姿は見えてこない。その理由として、この農談会の参加者の内に無学者も含まれていたことが関係していると考えられる。彼らにも理解できるような話をしようとすれば、分かりやすい金言壁書を使用して話さざるをえなかったというのが実状ではなかったのではないだろうか。孫一郎は実際に農談会を実施していく過程で無学者でも現実的に実行可能な道德のあり方を模索していったのではないかと推察できる。

この報告から農談会は主として未就学者を対象として行われていたようであるが、西村は『日本道德論』の中で未就学者とともに学校卒業者への道德教育も弘道会の役割であるとしていた。それでは、孫一郎は学校卒業者に対してどのような道德教育のあり方を考えていたのだろうか。

孫一郎は「人心ヲ正クシ風俗ヲ善クスル案」の中で「幼稚園子守學校」「少年組合」「實業組合」「書籍館」「俳諧書畫ノ會」の設立を主張する⁴²⁾。「幼稚園子守學校」は「子弟ノ生レテ學齡ニ達スル五六年ノ間、幼兒ノ頭腦最モ淡泊ナルトキニ當テ、實ニ善良ノ空氣ヲ吸収⁴³⁾」させるために小学校入学前の子弟の教育を行う所であり、「少年組合」は小学教育と少年組合を「連鎖シテ學事ヲ放擲セズ實業ヲ奨励スルノ念慮ヲ厚⁴⁴⁾」くすることを目的として、主に尋常小学校卒業後の生徒が加入するものとした。「實業組合」は「壯年者即實業ニ従事シツ、アルモノ⁴⁵⁾」が各職業ごとに組合を結成し、「村内ノ安全ヲ謀リ各自ノ職業ヲ勵⁴⁶⁾」むことを目的とした組織であるという。孫一郎はこうした同世代の組織を形成することによって風俗を改良することを目指していた。また「書籍館」や「俳諧書畫ノ會」を設けることによって「悪ムベク厭フベキ汚風怪事遂ニ其跡ヲ絶テ、人民悉ク方正好學ノ途ニ向フ⁴⁷⁾」と考えていた。

この中で学校卒業者を対象としたものは「少年組合」であると言えよう。孫一郎は少年組合を設立する理由を「地方村落ニハ昔ヨリ各村毎ニ若者連中トカ稱スルーノ團體⁴⁸⁾」があるが、「其為ス處或ハ會合シテ酒ヲ吞ミ歌ヲ放チ、淫辭猥談至ラザルナキノ傾アリシカ、今ヤ漸ク其弊害ヲ洗除⁴⁹⁾」するためであると述べている。少年組合には「尋常小學校ヲ卒業シテ實業ニ就クモノ、高等小學ヲ卒業シ若クハ中途ニテ退學セシモノ、及ヒ小學ニ入ラザルモ十五年以上ニ達セシモノ⁵⁰⁾」を入れて、「正當嚴格ナル規約ヲ設ケ、極メテ善良ナル風俗ニ仕向ケ、勤儉ノ徳尚武ノ氣象ヲ鼓舞シ、勉メテ徳義心ヲ発達⁵¹⁾」させることを意図していた。その主な活動は「毎週土曜日ノ夜間ヨリ日曜日ニ渡リ、會合シテ普通適切ノ學業ヲ講習⁵²⁾」することであり、そこでは「教育ニ關スル 勅語、兵士ヘノ 勅諭ハ毎會之ヲ奉讀⁵³⁾」することになっていた。孫一郎はこの少年組合によって「小學教育ノ結果始メテ其完全ヲ見ルベシ、今日折角ノ小學教育モ、其終リナキトキハ終ニ何等ノ用ヲモナサズ、却テ無教育ノ徒ニ劣ルニ至ル⁵⁴⁾」と述べ、少年組

合の重要性を論じている。明治20年代中頃の城東郡、佐野郡を合わせた就学率は1892（明治25）年62.90%、1893（明治26）年67.11%、1894（明治27）年69.47%であったが、公立小学校の卒業率は1892（明治25）年13.07%、1893（明治26）年13.40%、1894（明治27）年16.08%にとどまっていた⁵⁵⁾。こうした状況の中で孫一郎は学校卒業生、退学者、また未就学者も含めた形での少年組合を組織していくことが、村内の風俗改良には欠かせないと考えていたのだろう。

実際に孫一郎は1893（明治26）年に「和多里青年貯蓄会」を、1899（明治32）年には「青年尚齒会」を設けていた⁵⁶⁾。そして、1895（明治28）年5月に開かれた日本弘道会第一回総会で行った演説の中で「自村ノ青年輩ニハ成ル可ク勤儉ト勉學ノ志想ヲ養成センコトヲ勉メ、我支會ニ於テモ各村ノ青年組合⁵⁷⁾ノ會合同時ニ開會シテ本會ノ主意ヲ青年者ニ知ラシメンコトヲ勉メツ、アリ⁵⁸⁾」と述べており、その組合活動の詳細については不明であるが、組合活動を活発にしようとしていたことが窺える。

さらに続けて、孫一郎は「自宅ニ寄宿スル書生ニハ朝ニ起ルヤ一室ニ會シテ明治二十三年下賜ノ聖勅ヲ一同ニ拜讀セシメ次ニ弘道會ノ要領ヲ齊唱シ次ニ孝經全文ヲ誦記セシメ居レリ是亦後來ニ至テ聊カ本會否國家ニ盡スノ一助タルヲ見ルアランカ⁵⁹⁾」と述べている。

自宅に寄宿する書生とは孫一郎の経営していた私塾、双松学舎の生徒のことである。双松学舎での教育活動は弘道会の支会活動に直接含まれてはいたわけではないが、学舎規範には「弘道会の要領を守り⁶⁰⁾」と記されており、支会活動と連携して行われていた⁶¹⁾。双松学舎では基本的に尋常小学校卒業生を収容して2、3年を修業期間とし、授業科目は修身、漢文を主軸として国文、作文、習字、珠算であった。教科書は『孝経』、『小学』、『日本外史』、『十八史略』、『大学』、『論語』、『孟子』、『千字文』といった古典を主として用いていた⁶²⁾。こうした双松学舎での教育活動も間接的にはあるが、弘道会の役割であった学校卒業生に対する道徳教育を担っていたと考えることもできよう。

このように孫一郎は青年組合や自身の経営する双松学舎において弘道会の果すべき役割を地域の中で実践していこうと試みてはいたわけだが、これらの活動を通していても、西村が『日本道徳論』の中で述べた真理を講究する姿は見られない。西村は『日本道徳論』の中で儒教と哲学の一致する所を採用し、それが事実と合致すれば、真理であり、それを日本の道徳の基礎に据えたはずである。しかし、孫一郎の活動で顕著に見られるものは地域に元来根付いていた儒教を中心とした旧来の道徳の継承であった。

もちろん、城東郡支会の活動はこれだけにとどまらず、他にも集会を2カ月に1回開くことや年に2回雑誌を発行することなどが行われていた。しかし、そうした活動の中でも真理への講究といった側面は失われていったと考えられる。

1891（明治24）年8月に城東郡支会が発行した『日本弘道會城東郡支會叢記』第三冊には当時の集会で行われた演説が収録されている。その中で支会員の松下發三郎は「道徳ノ淵源ハ實行ニ在リ」という演説で、「道徳ノ真理ハ言語ノ講究スベキ者ニ非ス行ニ依テ得ベシ⁶³⁾」とし、「吾會員諸君徒ニ言語ノ高尚ヲナシ行ヲ務メザレバ則チ道徳ノ衰廢スル所以ナリ⁶⁴⁾」と論じている。また孫一郎も「泣テ我城東郡支會九十餘名ノ會友諸君ニ謀ル」の中で「論説談話ハ平易ヲ主トシタシ⁶⁵⁾」と述べ、続けて次のように論じている。

學理ヲ講究シテ道徳ノ蘊奧ヲ極ムル如キモ實ニ願ハシキコトナガラ一般ニトリテハ却テ不愉快ノ種トモナランカ、兎ニ角當會ハ學術ノ研究會ニモアラザレバ演説ノ言語ニモセヨ雑誌ノ論説ニモセヨ勉メテ平易通俗一般ノ婦女子ニモ分ル様注意スル方宜敷カラント愚考ス⁶⁶⁾。

この雑誌は設立が認可されて、約2年後に発行されたものであるが、この時点で既に真理の講究といった側面は薄れていたと考えられる。こうしたことから、城東郡支会においては真理の講究といった側面は早くから失われ、実態としては儒教を中心とした旧来の道徳を主に実行していく団体として活動がなされていったと言うことができよう。

おわりに

西村は『日本道徳論』の中で第一段から第三段にかけて、道徳の重要性と日本において採用すべき道徳の基礎について論じ、第四段ではそれを弘めるための「道徳会」の設立を訴え、第五段ではその具体的な活動内容について説明している。ここで述べられている前半の理論的な部分と後半の実践的部分は西村の「道徳会」構想においては合致したものであった。

孫一郎も城東郡支会発会当初は真理の講究を主としていることが弘道会の特徴であると述べていたが、支会員数が増加し、農家の占める割合が高くなる⁶⁷⁾につれて真理の講究よりも、より実践的な方向へと流れていったと考えられる。そもそも孫一郎自身が儒教的教育は受けていたものの洋学の修養は積んでおらず、儒教と哲学の一致する所を講究することがはたしてどこまでできたかは疑問である。まして無学者も存在していた支会員たちと共にそうした問題を議論することはほぼ不可能であった。

その結果として受け入れられたものは容易で馴染み深い儒教を中心とした旧道徳であった。そして、そのことは西村の構想していた理論そのものではなかったが、その理論によって否定されるべきものでも決してなく、その理論のうちに十分、収まるものであった。こうして城東郡支会はより実践的傾向を強めていくことになる。

孫一郎は1895(明治28)年より岡田良一郎について報徳学を学び、1901(明治34)年には遠江国報徳社より報徳学訓導に任じられ、以降、報徳社の活動も積極的に行っていく。

この事実は孫一郎の中でかつて存在していた弘道会と報徳社の違いが取り払われていったことを示すと同時に真理の講究への関心が薄れていったことをあらわしていると思われる。城東郡支会の活動を孫一郎が実際に行っていく中で真理の講究といった側面は捨象され、弘道会も報徳社もともに道徳を実行していく会として考えられるようになっていったのだろう。こうした支会の運営を可能にした西村の道徳論の柔軟性が日本弘道会拡大の要因の1つとして挙げることはできるのではないだろうか。

注

- 1) 会員数に関しては日本弘道会百十年史編集委員会編『日本弘道会百十年史』(日本弘道会, 1996年)の940-960頁を、支会数に関しては632-635頁を参照のこと。
- 2) 加藤隆「日本弘道会と初期信用組合の設立—黒須信用組合を中心として—」(『埼玉県史研究』第27号, 1992年)や渡辺典子「埼玉県入間郡における豊岡大学と日本弘道会との関係—1920~30年代における地域の学習活動の一事例—」(『日本女子大学人間社会研究科紀要』第7号, 2001年)や古垣光一「日本弘道会釜山浦支会の教育・文化活動」(『アジア教育史研究』第14号, 2005年)が挙げられる。
- 3) 日本弘道会編纂『西村茂樹全集』第二巻(思文閣, 1970年), 111-112頁。
- 4) 日本講道会の会員構成については前掲『日本弘道会百十年史』, 141-142頁を参照のこと。
- 5) 日本弘道会編『増補改訂 西村茂樹全集』第1巻(思文閣, 2004年), 31頁。
- 6) 前掲『日本弘道会百十年史』, 142-143頁。
- 7) 前掲『増補改訂 西村茂樹全集』第1巻, 31頁。
- 8) 日本弘道会編『増補改訂 西村茂樹全集』第4巻(思文閣, 2006年), 318-325頁。
- 9) 同上, 472頁。

- 10) 前掲『増補改訂 西村茂樹全集』第1巻, 105頁。
- 11) 同上, 127頁。
- 12) 同上, 31頁。
- 13) 「朝野新聞」(1886年12月28日), 3頁。
- 14) 前掲『増補改訂 西村茂樹全集』第1巻, 24頁。
- 15) 同上, 32頁。
- 16) 講義会は1884(明治17)年6月から東京大学講義室で始められた。そこで西村茂樹は「心学」(心理学)を、木村一步は「ハリルス氏文明論」を、南摩綱紀は「大学」を、嘉納治五郎はベンサム「科学論」をそれぞれ講義していた。(前掲『日本弘道会百十年史』, 139-140頁)
- 17) 前掲『増補改訂 西村茂樹全集』第1巻, 33頁。
- 18) 同上, 55頁。
- 19) 同上, 120頁。丸点原文, なおこれ以降, 引用する西村の史料の丸点が全て原文のままである。
- 20) 同上。
- 21) 同上, 123頁。
- 22) 同上, 128頁。
- 23) 同上。
- 24) 同上, 131頁。
- 25) 同上, 132頁。
- 26) 西村は自ら奮って国民教化に勉める者を『日本道徳論』の初版, 二版では「導士」と称し, 三版では「講師」と称している。(前掲『増補改訂 西村茂樹全集』第1巻, 178頁)
- 27) 日本弘道会は1890(明治23)年に「講談演説者地方出張内規」を定め, 地方の支会が本部の講師を招聘することを容易にした。このことが支会の活動の活発化とその増加に大いに貢献した。(前掲『日本弘道会百十年史』, 165-166頁参照)
- 28) 野賀岐山は南山村高橋の豪農であり, 賀茂真淵の学統を継ぐ袴田扇田に学び, 和漢の学に詳しく, 安政年間より私塾を営んでいた。(『双松学舎顕彰記念誌』, 双松学舎顕彰会, 1977年, 28頁)
- 29) 前掲『西村茂樹全集』第二巻, 334-335頁。
- 30) 『日本弘道會叢記』初編第七冊(1890年4月), 15頁。
- 31) 同上, 16頁。
- 32) 同上。
- 33) 同上。
- 34) 同上。
- 35) 同上, 16-17頁。
- 36) 同上, 17頁。
- 37) 町村支社名は『静岡県報徳社事蹟』(静岡県, 1906年), 39-53頁を参照。1996(明治29)年に城東郡は佐野郡と合併し, 小笠郡となったため, 村名から城東郡内の町村支社を判別した。なお各町村支社の設立年月日は記されていないため, 孫一郎の演説当時(1890年)に記載した町村支社の全てが存在していたかは不明である。
- 38) 前掲『日本弘道會叢記』初編第七冊, 17頁。
- 39) 『日本弘道會叢記』三編第三冊(1892年3月), 30頁。
- 40) 同上。
- 41) 日本弘道会要領は1890(明治23)年に甲号が制定され, 1900(明治33)年に乙号が制定された。甲号は「(一) 忠孝ヲ重ンズベシ神明ヲ敬フベシ, (二) 皇室ヲ尊ブベシ本国ヲ大切ニスベシ, (三) 国法ヲ守ルベシ国益ヲ図ルベシ, (四) 学問ヲ勉ムベシ身体ヲ強健ニスベシ, (五) 家業ヲ励ムベシ節儉ヲ守ルベシ, (六) 家内和睦スベシ同郷相助クベシ, (七) 信義ヲ守ルベシ慈善ヲ行フベシ, (八) 人ノ害ヲ為スベカラズ非道ノ財ヲ貪ルベカラズ, (九) 酒色ニ溺ルベカラズ悪シキ風俗ニ染マルベカラズ, (十) 宗教ヲ信ズルハ自由ナリト雖モ本国ノ害トナルベキ宗教ハ信ズベカラズ」の10項目である。乙号は「一 世界ノ形勢ヲ察スル事, 二 国家ノ将来ヲ慮ル事, 三 政事ノ良否ヲ観ル事, 四 国家ノ経済ヲ知ル事, 五 教育ノ適否ヲ考フル事, 六 無識ノ者ヲ教化スル事, 七 道徳ノ団結ヲ固クスル事, 八 正論ヲ張り邪説ヲ破ル事, 九 国民ノ風俗ヲ改善スル事, 十 社会ノ制裁ヲ作ル事」の10項目である。(前掲『増補改訂 西村茂樹全集』第1巻, 75頁。)

- 42) 『日本弘道叢記』第 27 号 (1894 年 7 月), 10 頁。
- 43) 同上, 11 頁。
- 44) 同上, 15 頁。
- 45) 同上。
- 46) 同上。
- 47) 同上, 18 頁。
- 48) 同上, 13 頁。
- 49) 同上, 13-14 頁。
- 50) 同上, 14 頁。
- 51) 同上。
- 52) 同上。
- 53) 同上。
- 54) 同上, 14-15 頁。
- 55) 就学率, 公立小学校卒業率は各年の『静岡県統計書』に拠った。
- 56) 『橋本鶴堂先生事績顕彰記念誌』(橋本鶴堂先生事績顕彰会, 1956 年), 6-7 頁。
- 57) 孫一郎はこの演説の中で「人心ヲ正クシ風俗ヲ善クスル案」の概略を説明し, 少年組合の箇所を青年組合と述べている。そのため, 青年組合と少年組合は同じ意味で用いられていると考えることができる。
- 58) 『日本弘道叢記』第 40 号 (1895 年 8 月), 19 頁。
- 59) 同上, 19-20 頁。
- 60) 前掲『双松学舎顕彰記念誌』, 1 頁。
- 61) 学舎生徒は, 支会の講演会には必ず出席し, 聴講することになっていた。また孫一郎が東京での日本弘道会の総会に出席する時に学舎の生徒を引率して参加することもあったという。(前掲『双松学舎顕彰記念誌』, 38 頁) こうしたことから, 弘道会と双松学舎との関係が深かったことが窺える。
- 62) 出版界の情勢に従い 1907 (明治 40) 年頃より中等教育の教科書が用いられるようになった。(前掲『双松学舎顕彰記念誌』, 29 頁)
- 63) 『日本弘道會城東郡支會叢記』第三冊 (1891 年 8 月), 15 頁。
- 64) 同上, 16 頁。
- 65) 同上, 26 頁。
- 66) 同上。
- 67) 会員の階層については記録が残されていないため, 正確には分からないが, 発会当初は「會員タル多クハ學校職員トカ村役場吏員トカニシテ一般ノ人民即農業者ノ如キ眞ノ實業者ニ乏シキ」(前掲『日本弘道會叢記』初編第七冊, 15 頁)と孫一郎が述べていることから農家の会員は少なかつたようである。それが, 1898 (明治 31) 年になると「當會も本年は大に擴張に着手して, 會員も追々増加し且つ講師を定め農談を加へ一般の人民をして集會し易からしめ」(『日本弘道叢記』第 72 号, 1898 年 4 月, 35 頁) としている。実際に 1898 (明治 31) 年の会員数は前年と比べて倍増しており, 新たに入会した会員の多くが農家であったことが推察できる。こうしたことから, 会員の階層は会員数の増加に伴い, 農家の比率が高まっていったと考えられる。